

2026 年度国際交流協会助成金申請の手引き

特定非営利活動法人 宝塚市国際交流協会

宝塚市国際交流協会の国際交流協会助成金は、市民の多様な国際交流・協力事業を支援し発展させていくことを目的として運用されています。

◆応募の資格

宝塚市内を中心に活動拠点があり、政治、宗教活動を主な目的とせず、かつ非営利の法人、団体、グループまたは個人。

◆対象となる事業

- ・国際協力・支援事業
- ・国際交流事業

◆対象事業の実施時期

2026 年 4 月から 2027 年 3 月までの間に実施される事業

◆助成対象経費

1. 国際協力・支援事業：

国際協力・支援事業に必要な物資の日本及び現地(海外)での購入、海外での運送などに要する経費。

海外での製品を、日本国内での販売を目的とし、その収益をもって支援の財源とする場合の日本国内での輸送費等。

必要不可欠な通訳の採用経費。

2. 国際交流事業：

相互の文化・教育の国際化に貢献する経費で、かつ必要な物資の購入及び関連の経費。

* 下記の経費は助成対象外とします。

- 通常の事務的経費及び渡航費・宿泊費・飲食費・交通費(含むタクシー代)・運賃・手数料・賃金・等支援者側に係る経費。
- 講演会、パネルディスカッション、調印式等の関連経費。
- 総額が一件 50 万円を超える事業。

◆助成金額

1 件につき、助成対象経費総額の 2 分の 1 以下で、5 万円を限度とします。

◆助成金交付を受けられるのは、同一案件に対し原則連続 3 年を限度とします。

◆提出書類（事務局が用意する所定の用紙、またはこれに準じた書式のワープロ印刷）

- ・国際交流協会助成金申請書
- ・事業計画書

◆申請受付

2026 年 7 月 2 日(木) ～ 8 月 31 日(月) 必着

◆審査・選考

2026年10月、協会審査委員会で審査・選考を行い、理事会の審議を経て決定されます。

◆発表

交付に関する決定は申請締切り後60日以内に通知します。

◆事業完了報告書

助成金交付を受けた場合は、事業終了後速やかに（最終2027年4月30日迄）に事業完了報告書を提出していただきます。

報告書の不備又は疑義がある場合は報告書を再提出していただきます。

報告書には助成対象経費に係る領収書を添付してください。

事業完了報告書が提出されない場合は事業の中止とみなします。

◆申請後、事業が中止された場合は速やかにお知らせください。

助成金が既に交付されている時は直ちに返還していただきます。

◆申請書の提出及び問い合わせ先：

特定非営利活動法人 宝塚市国際交流協会
〒665-0011 宝塚市南口2丁目14-1-3
宝塚市立国際・文化センター内
Tel：0797-76-5917
Fax：0797-76-5918